

日本伝統鍼灸学会会則 新旧対照表 (案)

現 行	改正案	メモ
<p>第1章 総 則</p> <p>第4条 (事業)</p> <p>本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>1) 学術大会の開催</p> <p>2) 学会誌及び録音・録画物等の発行</p> <p>3) 鍼灸関連団体との親交及び国際的な交流</p> <p>4)</p> <p>5)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第4条 (事業)</p> <p>本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>1) 学術大会及び研修会の開催</p> <p>2) 学会誌及び録音・録画物等の発行</p> <p>3) <u>調査研究の実施</u></p> <p><u>4) 鍼灸関連団体との親交及び国際的な交流</u></p> <p><u>5)</u></p> <p><u>6)</u></p>	<p>※ 現在の活動に合わせて加筆。</p>
<p>第2章 会 員</p> <p>第6条 (正会員資格)</p> <p>正会員は、第3条の目的に賛同する者で、医療関連又はそれらの研究職に就いている者とする。</p>	<p>第2章 会 員</p> <p>第6条 (正会員資格)</p> <p>正会員は、第3条の目的に賛同する者で、医療・福祉関連又は<u>鍼灸および人文学、教育学、医学、疫学などに関する</u>研究職に就いている者とする。</p>	<p>※ より具体的に加筆。</p>

<p>第9条（入会） 正会員、学生会員及び賛助会員になろうとする者は、第3条の目的に賛同し、定められた入会金と会費を納入し、入会届を会長に提出し理事会の承認を経なければならない。</p>	<p>第9条（入会） 正会員、学生会員及び賛助会員になろうとする者は、第3条の目的に賛同し、細則に定められた入会金と会費を納入し、入会届を会長に提出し理事会の承認を経なければならない。</p>	<p>※ どこに定められているか明文化。</p>
<p>第10条（退会） 会員の退会は、次の各項による。 1）会員の希望により退会届が会長に提出されたとき 2）会員が死亡したとき 3）会費を1年間滞納のとき</p>	<p>第10条（退会） 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>第13条（資格喪失） 退会、除名の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 1）会員が死亡したとき 2）会費を2年以上滞納のとき</p> <p>第14条（資格喪失に伴う権利及び義務） 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。 2. 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。</p>	<p>※ 死亡したとき、会費滞納を資格喪失（第13、14条）新設</p> <p>※ 1年間滞納のとき、退会より、2年目の滞納で会員資格喪失の方が現実的で事務局業務が簡潔である。</p>

<p>第12条（除名） 第3条に著しく反する行為、あるいは社会的に著しく反する行為をした会員は、総会出席数の3分の2以上の議決により、除名することができる。</p>	<p>第12条（除名） 第3条に著しく反する行為や大きく問題視される行動、あるいは社会的に著しく反する行為をした会員は、総会出席数の3分の2以上の議決により、除名することができる。</p>	<p>第3条の目的に著しく反する行為以外も今後あり得ると考える。</p>
<p>第13条～第43条</p>	<p>第15条～第46条</p>	<p>（第13、14、37条）新設に伴って。</p>
<p>第21条（評議員の選出） 評議員は、選挙権を有する正会員の投票により選出される。 評議員数は、正会員20名に対して1名とする。 その選出規定は細則で定める。</p>	<p>第23条（評議員の選出） 評議員は、選挙権を有する正会員の投票により選出される。 2. 評議員数は、正会員20名に対して1名とする。 3. その選出規定は細則で定める。</p>	<p>※ 番号欠けているため加筆。</p>
<p>第28条（総会） 5. 会則の改廃は、第40条に定める。</p>	<p>5. 会則の改廃は、第12章に定める。</p>	<p>※ 章は変更が少ないため。</p>

<p>第7章 会務</p> <p>第33条 (各部)</p> <p>4. 各部の事業内容は、次の通りである。</p> <p>1) 総務部：事務局を構成し、各部間の調整、会費の徴収、会員への事務連絡、各会議の資料・記録作成、学会誌の発送・販売等を行う。会員名簿の作成・管理等を行う。</p> <p>2) 学術部：学術大会の企画・運営、他の学術団体との学術交流・情報収集、論文審査委員会の運営等を行う。</p> <p>3) 外渉部：鍼灸に関連する学術団体、業界団体、各種業者との交流及び情報収集、学会誌掲載広告の募集、また、会員の拡充のための活動等を行う。</p> <p>4) 広報部：本会の広報（視覚障害者への情報提供等を含む）及び会員向け資料の作成、ホームページの運営管理等を行う。</p> <p>5) 編集部：学会誌の企画・編集・作成等を行う。</p> <p>6) 国際部：国際交流の推進、海外の鍼灸関係書籍・資料の紹介及び翻訳等を行う。</p> <p>7) 財務部：財務管理、予算案・決算案の作成等を行う。</p>	<p>第7章 会務</p> <p>第36条 (各部)</p> <p>本会に次の部を置く。</p> <p>1) 総務部</p> <p>2) 学術部</p> <p>3) 外渉部</p> <p>4) 広報部</p> <p>5) 編集部</p> <p>6) 国際部</p> <p>7) 財務部</p> <p>2. 各部の部長並びに副部長は、会長が任命する。</p> <p>3. 各部の部長は部員を選出し、理事会が承認する。</p> <p>4. 各部の事業内容は、細則に定める通りである。</p> <p>第37条 (各委員会)</p> <p>各委員会は、必要に応じ会長が設置をし、委員長並びに副委員長は会長が任命の上、理事会が承認する。廃止もそれに準ずる。</p>	<p>※ 会務は、細則にする。</p> <p>※ 委員会（設置・廃止）についての記載を作成。第37条新設</p>
<p>第43条 (施行日)</p> <p>本会則は、平成24年4月1日より施行する。</p>	<p>第46条 (施行日)</p> <p>本会則は、令和7年4月1日より施行する。</p>	<p>総会決議後、新年度から改訂。</p>
<p>第42条 (会則の改廃)</p> <p>会則の改廃は理事会が評議員会に報告し、総会出席数の3分の2以上の議決により承認される。</p>	<p>第45条 (会則の改廃)</p> <p>会則の改廃は、理事会で立案・承認し、評議員会に報告後、総会出席数の3分の2以上の議決により承認される。</p>	<p>総会だけの承認ではなく、理事会での立案・承認も必要であるため。</p>

会則改訂年月日
平成30年11月25日

会則改訂年月日
平成30年11月25日
令和 6 年10月27日

改訂日加筆。